

オープンカウンター実施要領

(平成15年 4 月 2 日制定)

(平成19年 4 月25日改正)

(平成21年 5 月 8 日改正)

(平成27年 3 月12日改正)

(平成30年 4 月 2 日改正)

(平成31年 4 月 1 日改正)

(令和 2 年 1 月10日改正)

(令和 2 年10月 7 日改正)

(令和 2 年11月 7 日改正)

(令和 5 年12月19日改正)

(令和 6 年 3 月19日改正)

(令和 7 年 4 月 1 日改正)

(令和 7 年 8 月26日改正)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号。以下「財務規則」という。）第164条第 2 項、第 3 項及び第 4 項の規定に基づき行う物品の購入又は印刷物の請負に係る随意契約において、一定の要件を付して参加者を募る見積合わせにより契約者を決定する公募型見積合わせ（以下「オープンカウンター」という。）を実施するため必要な事項を定める。

(事務の執行者)

第 2 条 オープンカウンターに係る事務は、出納事務局物品管理課長（以下「物品管理課長」という。）が行う。

(対象物品)

第 3 条 オープンカウンターの対象物品（以下「対象物品」という。）は、1 件の予定価格が 3 万円以上300万円以下の物品又は 1 件の予定価格が10万円以上400万円以下の印刷物とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、対象物品としないことができる。

- (1) 緊急を要するとき
- (2) 競争に加わるべき者の数が、オープンカウンターに付する必要がないと認められる程度に少数であるとき
- (3) 調達する物品が、備品区分中大分類01車両・船舶類であるとき

(参加者の資格と参加条件)

第 4 条 オープンカウンターの参加資格は、県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年告示第69号）第 4 条第 1 項の規定により、競争入札参加資格者名簿において対象物品の取扱いができる営業品目（兼業品目を

含む。)で登録された者のうち、沖縄県物品電子調達運用基準(以下「電子調達基準」という。)6-2に定める電子調達参加者の利用者登録を行っている者とする。ただし、やむを得ない事情により電子調達の実施が困難な場合は、競争入札参加資格者名簿に登録された者については利用者登録の無い者であってもオープンカウンターに参加できるものとする。

- 2 オープンカウンターの参加条件は、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針に基づき、県内企業への優先発注に努めるものとする。具体的な入札等参加条件は、個別案件ごとに入札等の仕様書等において記載することとする。

(対象物品の公表)

第5条 物品管理課長は、対象物品を「オープンカウンター見積仕様書」(様式1)により、沖縄県入札情報システム(以下「入札情報システム」という。)に提示する。

この場合において、物品管理課長は、対象物品の見本の展示その他必要な措置を執ることができる。

- 2 前項の規定による提示を行う期間は、オープンカウンターを実施する週の火曜日の午前10時から木曜日の午前10時までとし、対象物品の見本の展示を行う期間は、オープンカウンターを実施する週の火曜日の午前10時から水曜日の午後5時までとする。ただし、物品管理課長が、対象物品の規格、品質、数量、価格等からオープンカウンター参加者に適正な価格を見積もる期間の必要があると認める場合、災害その他やむを得ない場合はこの限りではない。

(見積書の提出)

第6条 オープンカウンター参加者は、沖縄県電子入札システムを用いて、物品管理課長が指定した見積書受付締切日時までに見積書を提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、物品管理課長が紙見積による参加を認める旨を明示している案件については、物品管理課内に設置された見積箱へ直接投函する。
- 3 オープンカウンターによる見積書の提出回数は、再見積を含めて3回を限度とする。

(紙見積によるオープンカウンターへの参加方法)

第7条 紙見積でオープンカウンターへ参加しようとする者は、電子調達基準7-3の規定に基づき、紙見積方式参加届出書を見積書受付締切日時の前日午後5時までに物品管理課長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により電子調達の実施が困難な場合は、紙見積方式参加届出書の提出を省略できるものとする。

- 2 紙見積によるオープンカウンター参加者は、物品管理課長が指定した見積書受付締切日時までに、見積書を物品管理課内に設置された見積箱へ提出しなければならない。
- 3 前項に定める見積箱の設置期間は、原則として第5条第2項に規定する対象物品の提示開始日時から見積書受付締切日時までとする。ただし、受付時間は、午前9時00分から正午まで及び午後1時00分から午後5時00分までとし、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和47年5月15日条例43号)に規定する休日は除くものとする。

(見積明細書等の提出)

第8条 見積明細書等の提出を求める案件については、電子調達基準8及び11-4の規定に従い、必要書類の提出を行うものとする。なお、物品管理課長から別に指示があった場合はこれに従い、速やかに提出するものとする。

(無効な見積書)

第9条 次の各号のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- (1) 第4条に定めるオープンカウンター参加資格要件を満たさない者又は電子調達基準12-4の規定により失格となった者により提出された見積書
- (2) 同一人が同一案件について2通以上提出した見積書
- (3) 物品管理課長の承認を得ず、又は指示によらずに紙で提出された見積書
- (4) 改ざんされた事項が認められた見積書
- (5) 見積書の表記金額、氏名、印影が誤脱し、又は不明な見積書(紙見積の場合。)
- (6) 見積内容(品名、規格、単位、数量)の重要な文字が誤脱し、又は不明な見積書(紙見積の場合。)
- (7) オープンカウンター参加者が協定して提出した見積書
- (8) 錯誤により提出されたと認められる見積書(見積決定前に、電子オープンカウンター参加者から錯誤の申し出があった場合に限る。)
- (9) その他電子オープンカウンターの参加条件に違反して提出された見積書

(契約相手方の決定)

第10条 契約の相手方は、予定価格又は執行予定額の範囲内で最低の見積額をもって有効な見積書を提出した者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、印刷物の請負にあつては見積基準価格を設け、その事務処理にあつては沖縄県印刷物請負契約に係る最低制限価格制度事務処理要領を準用する。
- 3 前項の規定により見積基準価格を設ける場合において、予定価格調書を作成するときは「予定価格及び見積基準価格調書」(様式2)に、予定価格調書の作成を省略するときは「見積基準価格調書」(様式2-1)によるものとする。
- 4 第6条の規定に基づき提出された見積書は、見積書受付締切日時を経過後、直ちに開封し見積額等の記載内容を確認することとする。
- 5 最低見積額の見積書が複数の場合は、電子調達基準12-5の規定に基づき電子くじ又は抽選により契約の相手方を決定する。

(結果の報告及び公表)

第11条 物品管理課長は、見積結果について、契約の相手方となる者に対して個別に通知する。

- 2 見積合わせの結果は、「見積結果報告書」(様式3)により当該物品の調達を依頼した部局の課長に報告する。
- 3 見積合わせの結果は、原則として次回のオープンカウンター見積仕様書提示の際に、入札情報システムで公表するとともに、オープンカウンター結果報告書(様式4)により沖縄県ホームページで公表する。

- 4 前項の規定により公表に付する事項は、調達案件名称、契約の相手方の商号又は名称等及び決定金額とする。

(オープンカウンター参加者の心得)

第12条 オープンカウンター参加者は、この要領に定めるもののほか、財務規則の規定を遵守するものとし、仕様書等を熟覧の上、見積書を提出しなければならない。

- 2 当該仕様書等について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。ただし、見積書の提出後は仕様書等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- 3 オープンカウンターの実施にあたって疑義が生じたときは、物品管理課担当職員の指示に従うものとする。

オープンカウンター見積仕様書 (〇〇No.) 営業品目：

参加条件：

仕様書提示日：

見積書提出日：

納品期限：

要求課（担当者）：

納入場所：

※ 事業者へ仕様書を提示する際は、物品管理課で非表示処理

執行予定額確認

見積事項

項番	品名	規格	入数	品番	単位	数量	カタログ名	掲載頁	分野	品目	環境 物品	同等品 可否	備考	単価 (税別)	小計
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

合計 (税別)	
消費税	
執行 予定額	

※ 見積もる金額には、搬入（設置・組立を要する物品はその費用）に係る一切の費用を含めること。
※ 「同等品可否」欄で『同等品可』と記載されている項番について同等品で見積書を提出する場合は、事前に要求課担当者へ当該商品が掲載されたカタログ等をFAXの上、見積書提出期限までに要求課が同等品と認めた場合のみ同等品での見積書を提出できる。

要求課電話番号：

要求課FAX：

※ 契約金額が50万円以上となる場合は、沖縄県財務規則第101条第1項の規定により契約保証金を納付するものとする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、その全部又は一部の納付を免除とする。
※ 参加条件 A: 沖縄本島内に本店又は営業所等を有する事業者。
参加条件 B: 沖縄県内に本店を有する事業者であって、沖縄本島内に営業所等を有すること。

予定価格及び見積基準価格調書

年度

物 品 名

予 定 価 格

¥

(見積書比較価格 ¥)

見積基準価格

¥

(見積基準価格の100/110 ¥)

積 算 内 訳 書 (税抜)						
品 目	規格	数量	単位	金 額	備考	
合 計						

上記のとおり決定する。

年 月 日

契約担当者

物品管理課長

印

見積基準価格調書

年度

物 品 名

執行予定額

¥

(見積書比較価格

¥

)

見積基準価格

¥

0

(見積基準価格の100/110 ¥

)

積 算 内 訳 書 (税抜)					
品 目	規格	数量	単位	金 額	備考
合 計					

上記のとおり決定してよいでしょうか。

年 月 日

物品管理課長

班長

担当

見積結果報告書(オープンカウンター方式)

物品管理課長	管理調達班長

見積事項

仕様書提示年月日：	年 月 日
予定価格又は執行予定額：	¥
見積基準価格	¥
調達額：	¥

(見積結果)

業者名	見積価格(税別)	採用可決	備考

落札額
消費税
調達額

上記のとおり、報告いたします。

年 月 日
報告者 管理調達班

印

立会人 管理調達班

印

オープンカウンター結果報告書

年 月 日 提示分				
見 積 仕 様 書 番 号	落 札 者	決定金額 (税抜)	物品管理課 担当者	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				